令和元年(行ウ)第275号,第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原 告 鈴木陸郎 ほか47名

被貨国

# 準備書面(8)

令和3年9月3目

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中 被告指定代理人

石 井 広太郎

井 上 恵理子

志 村 直 之

林智度

酒 井 由美子

井 上 悠 🖫

田上博道

白 井 貴 之

沼 田 博 男(

角 銅 進

坂本浩一新海一輝

第1	匠	合準值	<b>計書面</b>	1 1	•	第2	の	1 ~	で指	摘す	る	訴状	の影	忍否	にこ	171	-					-4
1	原	有告準備	商售計	1 1	•	第2	の	1 ~	で指	摘す	る	認否	部分	分に	つい	て					•	4
	(1)	第1文	くにつ	ひつて	-	•	•	•						•		• •					•	4
	(2)	第2文	ににつ	いて	-	•	•		•					i		• •		•	•		•	5
2	厉	告準備	面響	1 1	. •	第2	の	2 ~	で指	簡す	る	認否	部分	分に	つい	て					•	6
3	房	告準備	商售前	1 1	. •	第2	の:	3 ~	で指	摘す	る	認否	部分	分に	つい	. T		•	•		•	6
4	原	告準備	面魯	1 1	. •	第 2	の4	4	で指	簡す	る	認否	部分	分に	つい	て	•	•			•	7
5	虒	告準備	面魯[	1 1	. •	第 2	のも	5	で指	簡す	る	認否	部分	分に	つい	て	•	•	•		•	7
6	原	告準備	面響	1 1	•	第2	Ø (	3 T	で指	簡す	る	認否	部分	た	つい	て	•	•	•		•	8
	(1)	第1文	につ	いて	<b>.</b>	•	•		•		•			•		• •		•	•		•	8
	(2)	第2文	につ	いて	<u>-</u>	•	• •				•			•		٠.		•	•		•	8
	(3)	第3文	につ	いて	<u>-</u>	•		•	•	• •	•			• •				•	•		•	8
	(4)	被告の	(従前	の認	否	につ	き		•	• •	• `	• •	• .•					•		• . •	•	9
7	原	告準備	面衝	1 1	•	第 2	ので	7 7	で指打	窗す	る	認否	部分	とに、	つい	τ		•	•		•	9
8	原	告準備	直套	1 1	• ;	第2	の {	3 7	で指す	茵す	る	認否	部分	たい	つり	7			•		•	9
9	原	告準備	直魯	1 1	• (	第 2	の 9	7	で指打	窗す	る	認否	部分	)に`	つい	て	•	•	•		•	9
10	原	告準備	書面	1 1	• :	第 2	の ]	L C	) で‡	指摘	<del>के</del> ?	る認	否剖	ß分(	につ	いて	<b>.</b>		•	•	• 1	1
	(1)	訴状第	5の	1の	第	2段	落に		) /1 <u>.</u>	C	•		•				•	• •	•	•	• 1	ľ
	(2)	訴状第	5の	1 0	第	5段	落》	१८	『第(	6段	落り	こつ	いて	-		. ,	•		•	•	• 1	2
11	原	告準備	書面	1 1	• 5	第 2	Ø 1	. 1	です	旨摘	する	る認	否剖	8分1	こつ	いて	-		٠	•	• 1	2
	(1)	訴状第	5の	2 (	1)	につ	いて	-	•		•			• •.		•.	• .	• •.	•	•	• ]	2
	(2)	訴状第	5の	2 (	2)	につ	いて	-		• •	•						•		•		• 1	3
舊 2	阆	告谪格	~	麦の	٦	Α —	1	3	R km D	<b>t</b> 1 1		当件	17~	٠٤٧ ح	7			***************************************			1	4

被告は、本準備書面において、2021年(令和3年)4月14日付け原告準備書面11(以下「原告準備書面11」という。)で指摘された点に関し、必要と認める範囲で、被告準備書面(3)で記載した認否をし直す(第1)とともに、併せて、原告準備書面4に添付された原告適格一覧表の「A-1 3km内」該当性に関し、必要と認める範囲で認否を行う(第2)。

なお、略語については、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。 第1 原告準備書面11・第2の1で指摘する訴状の認否について

原告らは、原告準備書面11・第1及び第2(2ないし18ページ)において、被告が被告準備書面(3)・第2の4及び5(6ないし10ページ)において行った訴状請求の原因に対する認否のうち11か所につき、新たに信義に従い誠実な認否を行うべき旨述べていることから、原告らから新たに指摘された書証等をも参照して、該当箇所において以下のとおり個別に認否をし直す。

### 1 原告準備書面11・第2の1で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面11・第2の1 (4及び5ページ) において指摘する被告準備書面(3)・第2の4(2)ア (6ページ) 記載の認否のうち, 訴状・第4の1 (1) (8ページ) に係る部分については, 以下のとおり新たに認否を行う。

#### (1) 第1文について

CO2の濃度が工業化前の時点では278ppmであったことは認め、「2016年には403ppm」となったことについても、原告らにより新たに指摘された気象庁作成の気候変動監視レポート2017(55ページ)の表3.1-1に照らし、おおむね認め(なお、上記表3.1-1によれば、正確な数値は403.3と思われる。)、「近年では年約3ppmの割合で増加し」たことについてもおおむね認める(原告らが指摘する気象庁ホームページでは「約3ppm」との記載は認められないが、前記表3.1-1での2016年の前年との比較では3.3ppm増加しているものの、気象庁ホームページに

よれば「2019年の世界の平均濃度は、前年と比べて2.6ppm増えて410.5ppmとなっている。」という記載が認められる上、訴状記載の図2の2010年から2020年の変化をみても、388ppmから413ppmへの増加であるため、1年当たりの増加分は2.5ppmとなるため、飽くまで概数として「約3ppm」をいうのであれば積極的に争うものではない。)。「2019年5月には415ppmに至っている」ことについても不知(同様に、原告ら指摘の気象庁ホームページには、その旨の記載はない。)。

なお、被告が従前、被告準備書面(3)において行った認否については、C O 2 の濃度が工業化前の時点では 2 7 8 ppmであったことは、掲記の気象庁のホームページに記載があったものの、当該認否対象部分の主旨に当たる、「2 0 1 6 年には 4 0 3 ppm」となり、「近年で年約 3 ppmの割合で増加し」たことについては、気象庁ホームページから明確に確認できなかったことから、結局、同ホームページ記載の限度で認めるとの趣旨で記載したものである。

#### (2) 第2文について

我が国の年平均気温が100年当たり1.19℃の上昇率で上昇したことは、新たに原告第11準備書面4ページで明記された気候変動監視レポート2017(30ページ)に照らして認め、「世界の平均地上気温は産業革命前から約1℃上昇して」いることについては、1.5℃特別報告書に記載されている(訴状・第4の1(2)・10ページ参照)ものとして、認める。「日本では、(中略)産業革命前から1.5℃の上昇に近づいている」ことについては、気候変動監視レポート2017及びAR5統合報告書の該当部分がなお判然とせず、不知(なお、同レポート〔30ページ脚注13〕には、「IPCC第5次評価報告書(IPCC,2013)では、世界の平均気温は1880~2012年の期間に0.85℃(可能性が高い範囲は0.65~1.06℃)上昇していると評価されている。」との記載がある。)。

なお、従前の認否については、100年当たり1、19℃の上昇率で上昇 したことについては、訴状9ページ図3から直ちに読み取ることはできなか ったため、このことも踏まえ、訴状9ページの図3が気候変動監視レポート 2017に掲載されたものであるとの限度で認めたものである。

### 2 原告準備書面11・第2の2で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面11・第2の2(6ページ)において指摘する被告準備書面(3)・第2の4(2)イ(6ページ)記載の認否のうち、訴状・第4の1(2)(10及び11ページ)の第1段落及び第5段落第1文に係る部分については、原告準備書面11・第2の2(2)記載のとおり、平成30年(2018年)夏から秋にかけての我が国におけるゲリラ豪雨や猛暑等に係る記載と解し、一般論としておおむね認め、第5段落第2文及び第3文については、原告第11準備書面・第2の2(2)(6ページ)において新たに指摘された「第2回中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合」の参考資料集の記載に照らし、気象庁気象研究所などによる合同の研究チームが、平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月西日本豪雨が発生した季節・地域における大雨の発生確率が地球温暖化の進行に伴って有意に増加していたことを明らかにした限度で認める。

被告としても、近年の異常気象の発生の一因に気候変動があること、地球温暖化の進展に伴い、気象災害のリスクが増加する懸念があること、また、地球温暖化問題は自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものであり、人類の生存基盤に関わる重要な問題であることについて、争うものではない。

#### 3 原告準備書面11・第2の3で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面 1 1・第 2 の 3 (7 ページ) において指摘する被告準備 書面 (3)・第 2 の 4 (3) イ (7 ページ) 記載の認否のうち, 訴状・第 4 の 2 (2) 第 2 段落第 1 文 (1 2 及び 1 3 ページ) に係る部分については, パリ協定第 4 条1が,第2条に定める長期目標を達成するために,締約国が今世紀後半に(温室効果ガスの)排出を実質ゼロとすることを達成するための削減に取り組むことを目的と定めたことは認めるが、同協定第4条1は、パリ協定第4条1及び2の文言に照らし、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする時期につき、今世紀後半の「早い時期」と定めたものではない。その余は、パリ協定第4条1及び2の規定の文言に原告ら指摘の記載があることについてはおおむね認める。

### 4 原告準備書面11・第2の4で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面11・第2の4(7ページ)において指摘する被告準備書面(3)・第2の4(4)ア(7ページ)記載の認否のうち,訴状・第4の3(1)(13ページ)に係る部分については、石炭火力発電所の発電方式に関する記載に加え、火力発電所がC●2等を排出するものであること自体は認め、石炭火力発電からの1kWh当たりのCO2排出量が天然ガス火力発電のそれの約2倍存することは、新たに原告らにより原告第11準備書面(8ページ)で掲記された「火力発電の高効率化」(資料2-5)に照らして認め、その余は否認する。

### 5 原告準備書面11・第2の5で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面11・第2の5(8及び9ページ)において指摘する被告準備書面(3)・第2の4(4)イ(7ページ)記載の認否のうち、訴状・第4の3(2)(14及び15ページ)の第1段落の「UNEP(国連環境計画)は2017年に、パリ協定の目的の実現のために各国に目標の引き上げが必要と指摘」したことは認め、同段落の下線部に係る部分については、原告らにより引用元として新たに、「The Emission Gap Report 2017」が指摘されたものの、同報告書のいずれの部分が引用されたものか不明であることから、不知ないし争う。

なお、原告らは、同報告書につき、秋田港火力発電所(仮称)建設計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見における報告書に言及がある旨指

摘するものの, 当該言及部分に上記下線部の記載があるわけではない(ただし, 原告ら指摘の引用元のレポートに「2℃目標達成のため, 低稼働や休廃止等による石炭火力の段階的廃止や, CCSの追加的導入が必要」という趣旨の記載が存在することは認める。)

第2段落については、原告らにより新たに指摘された合同石炭火力検討ワーキンググループの事務局資料に照らして、認める。

第3段落及び第4段落は不知ないし争う。

### 6 原告準備書面11・第2の6で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面  $1 \cdot 第206 (9 ないし 11 ページ)$  において指摘する被告準備書面  $(3) \cdot 第204 (5) ア (7) (7 ページ)$  記載の認否のうち、訴状・第404 (1) (15 ページ) に係る部分については、以下のとおり新たに認否を行う。

#### (1) 第1文について

原告らにより新たに指摘された資料(甲27)に照らし、認める。

#### (2) 第2文について

適切な資料がなお示されておらず、不知ないし否認する。

#### (3) 第3文について

エネルギー転換部門からの排出が増加していること(図6参照)に ついては、原告らにより新たに指摘されたデータ(甲28)に照らし て認めるが、事業用電力からの排出が占める割合が増加していること については、否認する。すなわち、甲28によれば、事業用発電から の排出の占める割合は2013年以降は逓減してきており、一時、2 015年ないし2016年の間に増加に転じたことがあったものの、 それは、事業用発電の定義が変わり、自家用発電のCO2排出量の一 部が、事業用発電の項目に移行したことが大きな要因となっているも のにすぎない(甲27・5ページ・注4参照)。

### (4) 被告の従前の認否につき

なお、原告らは、被告が従前の認否において、「図6の『エネルギー転換部門(製油所、発電所等)」は、電気事業者のほか、ガス事業者や熱供給事業者も含んでいる。)」と述べた点につき、「あたかも、製油所やガス事業者、熱供給事業者の排出が増加しているかの記述となっている」旨述べる(原告第11準備書面・10ページ)が、もとより、被告として、そのような誤導を意図したものではない。

### 7 原告準備書面11・第2の7で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面11・第2の7 (11ないし13ページ) において指摘する被告準備書面(3)・第2の4(5)ア(4) (8ページ) 記載の認否のうち、訴状・第4の4(1)第2段落 (16及び17ページ) に係る部分については、原告らによる誤記修正を受け、第1文は認める。

第2文については、原告らによる資料の提示及び計算式等の指摘を受け、第 3文とともに認める。

#### 8 原告準備書面11・第2の8で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面11・第2の8(13及び14ページ)において指摘する被告準備書面(3)・第2の4(5)イ(8ページ)記載の認否のうち、訴状・第4の4(2)の第2段落(18ページ)に係る部分については、2030年目標が長期エネルギー需給見通しを前提とするものであることを含めて認める。

同第3段落の第1文については、従前の認否を維持し、地球温暖化対策計画において2030年目標が定められたとの限度で認める。被告準備書面(3)・第2の4(5)イ(ア)(8ページ)で述べたとおり、地球温暖化対策計画において定められた2050年目標については、パリ協定第4条2に基づき通報した内容に含まれていない。

### 9 原告準備書面11・第2の9で指摘する認否部分について

(1) 被告は、訴状第4の4(3)の記載内容(訴状18ないし22ページ)に係

る部分については、従前、被告準備書面(3)第2の4(5)ウ(9ページ)において、「全体として争う」と認否したところであるが、今般、原告らから原告準備書面11・第1の9(14ないし16ページ)で指摘された内容を踏まえ、後述(2)記載の理由により、第4段落を除いては従前の認否を維持し、以下のとおり認否する。

第4段落を除いては全体として争う。第4段落についての認否は以下のと おりである。

#### ア 第1文について

甲176において、福島第一原子力発電所に係る事故が発生した平成23年(2011年)3月より前に運転を開始したことが明らかな石炭火力発電所が約100基あるとの範囲で認める。

### イ 第2文について

2030年度の電源構成における石炭火力の割合が26パーセント程度であることは、原告らから新たに指摘された長期エネルギー需給見通しに照らして認め、2016年度の実績で石炭火力の割合が32パーセントに及ぶことについては、資源エネルギー庁作成の「日本のエネルギー『エネルギーの今を知る20の質問』に照らして認める。

#### ウ 第3文について

平成31年(2019年)5月現在との点はおき、令和2年(2020年)6月末日の時点で、国の環境アセスメント手続中又は完了した運転開始前の石炭火力発電所及び国の環境アセスメント対象ではないが、経済産業省が把握している運転開始前の石炭火力発電所が、17か所あるとの範囲で認める。なお、同時点における既設の石炭火力発電所は合計150基である。

(2) 被告が従前,被告準備書面(3)第2の4(5)ウ(9ページ)において,「全体として争う」と認否したのは、訴状の上記記載が、認否の対象となる具体

的な事実関係の記載と思料される部分も一部は存するものの,全体としては,原告らによる評価を含んだ抽象的な記載や,原告ら自身の一方的な主張が多分に含まれ,しかも,事実関係の記載部分とそれ以外の部分とが混然一体となっていて切り分けて認否することが困難であったことから,全体として,原告らの主張とみるのが適当であったことによるものである。

原告らは、今般、原告準備書面11において、第3段落につき、資源エネルギー庁のホームページからの引用である旨指摘する(同第1の9(2)イ・14及び15ページ)が、指摘のうち同ホームページ「日本のエネルギー、150年の歴史⑥」中に第3文及び第4文に相当する記載は見当たらないなど、正確な引用とは認められず、むしろ、第4段落を除いては、原告らによる一方的な評価を含んだ記載と解するのが適当と思われる。

他方で、第4段落については、原告らが原告準備書面11・第2の9(2) ウにおいて、新たに根拠資料が明示されたため、具体的な事実関係の記載と 解したものである。

#### 10 原告準備書面 1 1・第 2 の 1 0 で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面11・第2の10(16及び17ページ)において指摘する被告準備書面(3)・第2の5(1)(9ページ)配載の認否のうち、訴状・第5の1(23ないし25ページ)の以下の各箇所に係る部分について、以下のとおり新たに認否を行う。

#### (1) 訴状第5の1の第2段落について

従前の認否を維持し、本件評価書において、本件発電所のCO2排出量の 予測が1年間に726万トンとされていることは認め、その余は争う。

なお、「その余は争う」としたのは、「既設稼働時(現状)」の「年間設備利用率」等の数値につき「あたかも、すべてが稼働しているように記載され、かつ、それらが何時の時点での実情であるのか不明である」などとの原告らの主張に対し、誤導する記載もなければ、不明である点もないことを明らか

にする趣旨で述べたものである。

なお、原告らの上記指摘について付言すれば、訴状(25ページ)の表1において、「既設稼働時(現状)」の「年間設備利用率」として記載されている数字(85%)は、被告準備書面(7)・第2の1(2)(7ページ)でも述べたとおり、合理化ガイドラインにおいて、「リプレース前後の設備利用率を同一として算出した場合の(温室効果ガス)排出量」を比較することとなっていることから(乙20・3ページ及び乙8・483ページ)、リプレース後の設備利用率として予定されている数字(85%)をリプレース前の設備利用率として記載したものであり、「既設稼働時(現状)」の「年間発電電力量」として記載されている数字(26.1億kWh/年)は、方法書の届出時点(平成28年10月28日時点)において廃止されていない設備の定格出力に年間設備利用率と年間時間数(24時間×365日)を乗じて算出した数字であり、「既設稼働時(現状)」の「年間排出量」として記載されている数字(約163万tーCO2/年)は、年間発電電力量と排出原単位を乗じて算出した値である。

### (2) 訴状第5の1の第5段落及び第6段落について

認否の限りではないとの従前の認否を維持する。CO2の年間排出量の大きさ自体は別として、原告らが指摘する比較指標やそれらによる比較は、本件の争点との関連では、その大きさを示すものとして合理的とは考えられず、認否の限りでない。

### 11 原告準備書面11・第2の11で指摘する認否部分について

原告らが原告準備書面11・第2の11 (17及び18ページ) において指摘する被告準備書面(3)・第2の5(2)ア及びイ(10ページ) 記載の認否のうち, 訴状・第5の2(1)及び(2)(26及び27ページ) に係る部分については, 以下のとおり新たに認否を行う。

#### (1) 訴状第5の2(1)について

本件評価書において、本件発電所のばい煙に関する事項として、原告らが 引用する表2が記載されていることは認め、その余は否認ないし争う。

第1文について、原告らが指摘する大気汚染物質の排出量は、年間排出総量ではなく、定格運転時の1時間当たりの排出量である。

また,第2文について,表2の表記の時点が不明であることはない。すなわち,訴状(26ページ)の表2の注1記載のとおり,また,被告準備書面(7)第2の1(2)ア(7ページ)でも述べたとおり,各大気汚染物質の既設稼働時(現状)の数値は,基本的に定格運転時の値,すなわち,各機械の定格出力を基に算出された数値を示している(乙8・483ページも参照)。

これは、合理化ガイドラインにおいて、「(大気汚染物質の)排出量の1時間値は、リプレース前・後ともに定格出力にて算出する」など規定されているとおりである(乙20・15ページ)ことを付言する。

### (2) 訴状第5の2(2)について

第1文及び第2文につき、二酸化硫黄(SO2)及び二酸化窒素(NO2)が呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあることは認め、その余は不知(なお、二酸化硫黄(SO2)は、原告らが言及する硫黄酸化物(SOx)の一種であり、二酸化窒素(NO2)は、原告らが言及する窒素酸化物(NOx)の一種である。)。

第3文につき、原告らが指摘する「ばいじん」の対象が明らかではないが、 窒素酸化物(NOx)及び大気汚染防止法第2条2項で定める「燃料その他 の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん」がPM2.5 の原因物質の一つであるとの限度において認める。

第4文につき、PM2.5が呼吸器系・循環器系・肺がんに影響を及ぼす おそれがあること、発生源から離れた場所に拡散し得ることにつき認める。

第5文につき、オゾン等の「等」が何を指すか不明であるが、窒素酸化物 (NOx) が酸性雨及びオゾンの原因物質の一つであるとの限度で認める。

第6文につき、前記同様、原告らが指摘する「ばいじん」の対象が明らかではないが、大気汚染防止法第2条2項で定める「燃料その他の物の燃焼 又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん」が浮遊粒子状物質(S PM)及びPM2・5の原因物質の一つであるとの限度で認める。

## 第2 原告適格一覧表の「A-1 3km内」該当性について

原告準備書面3・2ページ並びに原告準備書面10・2及び3ページの記載内容等を踏まえれば、かかる類型についての原告らの具体的主張は、神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるにあたり従うべき基準(神奈川県告示昭和56年6月1日第489号)」に基づき、実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を■る必要がある地域(以下「条例関係地域」という。)に居住又は勤務する原告については、原告適格があるとの主張と解される。

この点、本件において、条例関係地域が甲37の地図上で黄色に塗られた地域(具体的には、横須賀市久里浜台、長瀬、久比里、若宮台、舟倉、内川、内川新田、佐原、岩戸、久村、久里浜、神明町、ハイランド、野比、栗田、光の丘、長沢、グリーンハイツ、津久井、吉井、浦賀、浦上台、二葉、小原台、鴨居、浦賀丘、西浦賀、光風台、南浦賀)であること、原告適格一覧表の「Aー1 3km内」に〇印が付された原告のうち、原告番号19以外は、住民票上の住所が上記地域内にあるとの限りで認める。なお、条例関係地域に居住している住民に原告適格が認められるわけではないことについては、既に被告準備書面(1)第2の3(4)(34及び35ページ)で述べたとおりである。

原告番号19の勤務地が横須賀市久里浜5-3-9(社会福祉法人親和会富士保育園)であることについては、不知。 以 上